

下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務特定共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務（以下「本業務」という。）において結成される特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(共同企業体の種類)

第2条 共同企業体は、本業務に係るプロポーザル方式による技術提案並びに本業務の履行を目的として結成する特定共同企業体とする。

(共同企業体の運営形態)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって技術提案並びに本業務を履行する共同履行方式とする。

- 2 各構成員は、技術提案並びに本業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。ただし、法令に基づき配置する総括責任者は、代表構成員が配置するものとし、担当技術者においては、その他の構成員が配置するものとする。
- 3 出資割合は、各構成員が技術提案並びに本業務に関与する割合を反映するものでなければならない。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特定共同企業体協定書（様式第1号）により協定を締結するものとする。

(代表者及び構成員の要件及び組み合わせ等)

第5条 共同企業体の代表者は、「下松市都市空間情報デジタル基盤構築業務委託公募型プロポーザル実施要領」4. 参加資格要件を満たす者でなければならない。

- 2 構成員は、他の共同企業体の構成員になることができないものとする。
- 3 構成員の数は、3者まで認めるものとする。

(出資比率)

第6条 代表者の出資比率は、他の構成員と同一又は最大になる者でなければならない。

- 2 原則として、構成員の最小限出資比率は、当該企業体の構成員に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 構成員の数が2者の場合 30%以上

(2) 構成員の数が3者の場合 20%以上

3 最小限出資比率について、各構成員間で協議の上、各構成員の業務割合に応じて定め、各構成員の履行能力を反映した適正な比率である場合は、前号によらないものとする。

(代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う履行能力を有する者でなければならない。ただし、前記に記述するものが3者以上の場合は、履行能力及び実績等を勘案し、構成員間で決定された者とする。

2 代表者の出資比率は、前条第1項に掲げるものとする。

(代表者が欠けた場合の取扱い)

第8条 構成員のうち代表者が脱退、除名、破産、解散その他の事由により第6条及び第7条の規定する要件を満たさなくなった場合は、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(結成後の協定内容の変更)

第9条 当該共同企業体結成後、協定内容に変更があった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 事務所の所在地、取引金融機関等、業務の履行上影響のない事項については、変更届を提出させる。

(2) 構成員の出資比率、代表者等、業務の履行上影響のある事項については、承認事項とするが、原則として認めない。

(共同企業体に対する通知)

第10条 プロポーザル方式における審査結果等の通知並びに業務の監督、委託契約代金の支払等の相手方は、すべて共同企業体の代表者とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、共同企業体の取り扱いについては、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月28日から施行する。